



平成18年5月19日

各 位

会社名 ユアサ商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 谷 慶義  
(コード番号 8074 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役経営管理部門副統括  
中村 純一  
(TEL. 03-3665-6775)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第127回定期株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度が導入されたことに伴い、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるため、第4条(公告方法)に所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、第8条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
  - ③ 株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、第16条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
  - ④ 取締役会を機動的に運営するため、取締役会の決議を書面または電磁的方法によることができるよう、第24条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
  - ⑤ 取締役および監査役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に發揮できるよう、会社に対する損害賠償責任を会社法に定める範囲内で取締役会の決議により減免できるようにするため、第27条(取締役の責任免除)、第36条(監査役の責任免除)を新設するものであります。また、社外監査役が、期待される職務をより適切に行えるよう、第36条第2項を新設するものであります。  
なお、取締役会の決議による取締役の責任免除に関する規定を新設することにつきましては、各監査役の同意を得ております。
  - ⑥ 剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、第

42条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

- ⑦ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- ⑧ 「整備法」により、「会社法」の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- (3) 上記各変更に伴う条数の変更を行うとともに、条文の理解と検索の便宜のため各条文に見出しを付すものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

以上

別 紙

<定款変更の内容>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1条 当会社は、ユアサ商事株式会社<u>(英文では YUASA TRADING CO., LTD.)</u>と称する。</p> <p>第2条 当会社は、次の<u>業務</u>を営むことを目的とする。</p> <p>1. (省略)   (省略) 28. (省略)</p> <p>第3条 当会社は本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条 当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p><u>(商号)</u></p> <p>第1条 当会社は、ユアサ商事株式会社と称し、英文では、YUASA TRADING CO., LTD.と表示する。</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第2条 当会社は、次の<u>事業</u>を営むことを目的とする。</p> <p>1. (省略、現行どおり)   (省略、現行どおり) 28. (省略、現行どおり)</p> <p><u>(本店の所在地)</u></p> <p>第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p><u>(公告方法)</u></p> <p>第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p><b>第2章 株 式</b></p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は4億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずるものとする。</p> <p>第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 (第8条より移設し、一部変更)</p>	<p><b>第2章 株 式</b></p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第5条 当会社の発行可能株式総数は、4億株とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第6条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第7条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第8条 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p>(第7条第2項へ移設し、一部変更)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第8条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> </ul> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および新株喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>(株式取扱規程)</u></p> <p><u>第10条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取、株券の交付、株券喪失登録その他株式に関する取扱については、本定款に定めるもののほかは、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 11 条 当会社は、毎決算期における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要のあるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。</u></p>	(削除)
<p><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p><u>第 12 条 当会社の定時株主総会は毎決算期の翌日から 3 カ月内に、臨時株主総会は臨時に必要な場合、これを招集する。但し、株主総会は、本店の所在地またはその隣接地においてこれを招集する。</u></p>	<p><b>第 3 章 株主総会 (招集)</b></p> <p><u>第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><b>(定時株主総会の基準日)</b></p> <p><u>第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><b>(招集権者および議長)</b></p> <p><u>第 13 条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の出席取締役中の一人がこれに当たる。取締役全員に事故があるときは、出席株主中からこれを選任する。</u></p>
(新設)	
<p><u>第 13 条 当会社の株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の出席取締役中の一人がこれに当たる。取締役全員に事故があるときは、出席株主中からこれを選任する。</u></p>	<p><b>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</b></p> <p><u>第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p><u>(決議の方法)</u></p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p><u>(議決権の代理行使)</u></p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p>
<p>第 15 条 当会社の株主またはその法定代理人は、その議決権の行使を、議決権を有する他の出席株主に委任することができる。但し、代理権を証する書面を、株主総会ごとに会社に提出することを要する。</p> <p>第 16 条 当会社の株主総会における議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録して議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行い、原本を 10 年間本店に、その謄本を 5 年間各支店に、それぞれ備え置くことを要する。</p>	
<p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>第 17 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>第 18 条 当会社の取締役は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを選任する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第 19 条 当会社の取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p><u>(取締役会の設置)</u></p> <p>第 17 条 当会社は、取締役会を置く。</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(第 21 条より移設し、一部変更)	<u>(代表取締役および役付取締役)</u> 第 21 条 取締役会は、その決議によって <u>代表取締役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役社長 1 名、取締役副社長若干名、専務取締役若干名および常務取締役若干名を定めることができる。</u> (第 21 条第 1 項へ移設し、一部変更) ( 削 除 )
<u>第 20 条 当会社は、取締役会の決議により、取締役中から取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役社長 1 名、取締役副社長若干名、専務取締役若干名および常務取締役若干名を定めることができる。</u> <u>第 21 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会で定め業務を執行する。</u> <u>第 22 条 当会社の取締役は、当会社と同種の営業を目的とする他の会社の取締役を兼ねることはできない。但し、取締役会が承認した場合は、この限りでない。</u>	
(第 24 条より移設し、一部変更)	
(第 24 条より移設し、一部変更)	<u>(取締役会の招集権者および議長)</u> 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が <u>これを招集し、議長となる。</u> <u>2 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>(取締役会の招集通知)</u> 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (第 22 条第 1 項、同条第 2 項へ移設し、一部変更) ( 削 除 )
<u>第 23 条 当会社の取締役会を招集するには、会日から 1 週間前に、各取締役および各監査役に対して、その通知を發することを要する。</u> <u>取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに、これを開くことができる。</u>	
<u>第 24 条 当会社の取締役会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の出席取締役中の一人がこれに当たる。</u> <u>第 25 条 当会社の取締役会の決議は、出席取締役の過半数をもってこれを決する。</u>	
( 新 設 )	<u>(取締役会の決議の省略)</u> 第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 26 条 当会社の取締役会における議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録して出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、原本を 10 年間本店に備え置くことを要する。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p>( 削 除 )</p> <p><u>(取締役会規則)</u></p> <p><u>第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p><u>第 28 条 当会社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第 29 条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として就任した監査役の任期は当該退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>
<p><u>第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>第 29 条 当会社の監査役は、総株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを選任する。</u></p> <p><u>第 30 条 当会社の監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として就任した監査役の任期は当該退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
第 31 条 <u>当会社の常勤の監査役は、監査役の互選をもって定める。</u>	<u>(常勤の監査役)</u> 第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
第 32 条 <u>当会社の監査役会を招集するには、会日から 1 週間前に、各監査役に対して、その通知を発することを要する。</u> <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに、これを聞くことができる。</u>	<u>(監査役会の招集通知)</u> 第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (削除)
第 33 条 <u>当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもってこれを決する。</u>	(削除)
第 34 条 <u>当会社の監査役会における議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録して出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、原本を 10 年間本店に備え置くことを要する。</u>	
(新設)	
第 35 条 <u>監査役の報酬は、株主総会で定める。</u>	
(新設)	
	<u>(監査役会規則)</u> 第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>
	<u>(報酬等)</u> 第 35 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
	<u>(監査役の責任免除)</u> 第 36 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
	<u>第 6 章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の設置)</u> 第 37 条 <u>当会社は、会計監査人を置く。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(第 40 条より移設し、一部変更)	<u>(選任方法)</u> 第 38 条 会計監査人は、株主総会において選任する。
( 新 設 )	<u>(任期)</u> 第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
( 新 設 )	<u>(報酬等)</u> 第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
<b>第6章 計 算</b>	<b>第7章 計 算</b>
第 36 条 当会社の <u>決算期</u> は、毎年 3 月 31 日の <u>1回</u> とする。	<u>(事業年度)</u> 第 41 条 当会社の <u>事業年度</u> は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
( 新 設 )	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
第 37 条 利益配当金は、その <u>決算期現在</u> の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者にこれを支払うものとする。	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 ( 削 除 )
第 38 条 当会社は、取締役会の決議をもって、毎年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、法令の定めるところによって中間配当を行うことができる。	<u>(配当金の除斥期間)</u> 第 44 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
第 39 条 利益配当金または前条で定める中間配当金は、支払い開始の日から 3 年を経過した場合は、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条 当会社の会計監査人は<u>2名以内</u>とし、 株主総会において選任する。</p> <p>第41条 本定款は、本店および支店に備え置 <u>くことを要する。</u></p>	<p>(第38条へ移設し、一部変更) (削除)</p>

以 上